

キャリア・コンサルタントの養成・活用に向けた取組について

1 趣旨

個人の自主的なキャリア形成の取組を支援する観点から、個人に対して職業生活設計を踏まえた的確なキャリア・コンサルティングを行うキャリア・コンサルタントを養成することにより、職業能力開発等に関する総合的な相談機能を強化することとする。

2 キャリア・コンサルティング実施に必要な能力の体系化

- 学識経験者からなる研究会を設置し、キャリア・コンサルティング実施に必要な能力要件について体系化し、平成14年4月に研究報告をとりまとめた。平成16年4月には、若年者向けキャリア・コンサルティング実施に必要な能力要件等を策定し、研究報告をとりまとめた。
- 平成14年4月の研究報告を踏まえ、養成及び能力評価のあり方について検討し、平成14年11月から民間機関が実施するキャリア・コンサルタント能力評価試験について、助成対象として指定を開始。(平成17年10月現在、10試験を指定。)

3 キャリア・コンサルタントの養成

○ 養成計画

平成14年度以降、官民合わせて5年間で5万人を目標として養成を推進。各年おおむね1万人の養成を目指す。(平成17年10月末までの累積養成数は、約3万3千人となっている。)

○ 公的機関における養成

職業能力開発大学校等において、平成14年11月から企業の人事・労務管理担当者等の在職者を中心とした訓練コースを開設(毎年1,100名を養成)。平成16年度から若年者向けキャリア・コンサルタントの養成を実施。

○ 民間機関における養成への支援

- ・ キャリア形成促進助成金の活用(事業主が労働者のキャリア・コンサルタント養成訓練の受講又は能力評価試験の受検を支援した場合に助成。)
- ・ 教育訓練給付制度の活用(労働者自らキャリア・コンサルタント養成講座を受講した場合に支援。)

○ 民間機関における取組

平成16年3月21日、キャリア・コンサルタントの資質確保とキャリア・コンサルティングの普及啓発を目的として、「キャリア・コンサルタント養成講座・能力評価試験実施機関連絡協議会(略称:キャリア協議会)」が発足。

4 キャリア・コンサルタントの活用

○ 公的機関における活用(平成17年度)

平成13年10月以降、(独)雇用・能力開発機構の都道府県センターに設置した「キャリア形成支援コーナー」、ハローワーク等にキャリア・コンサルタントを配置。

(参考)

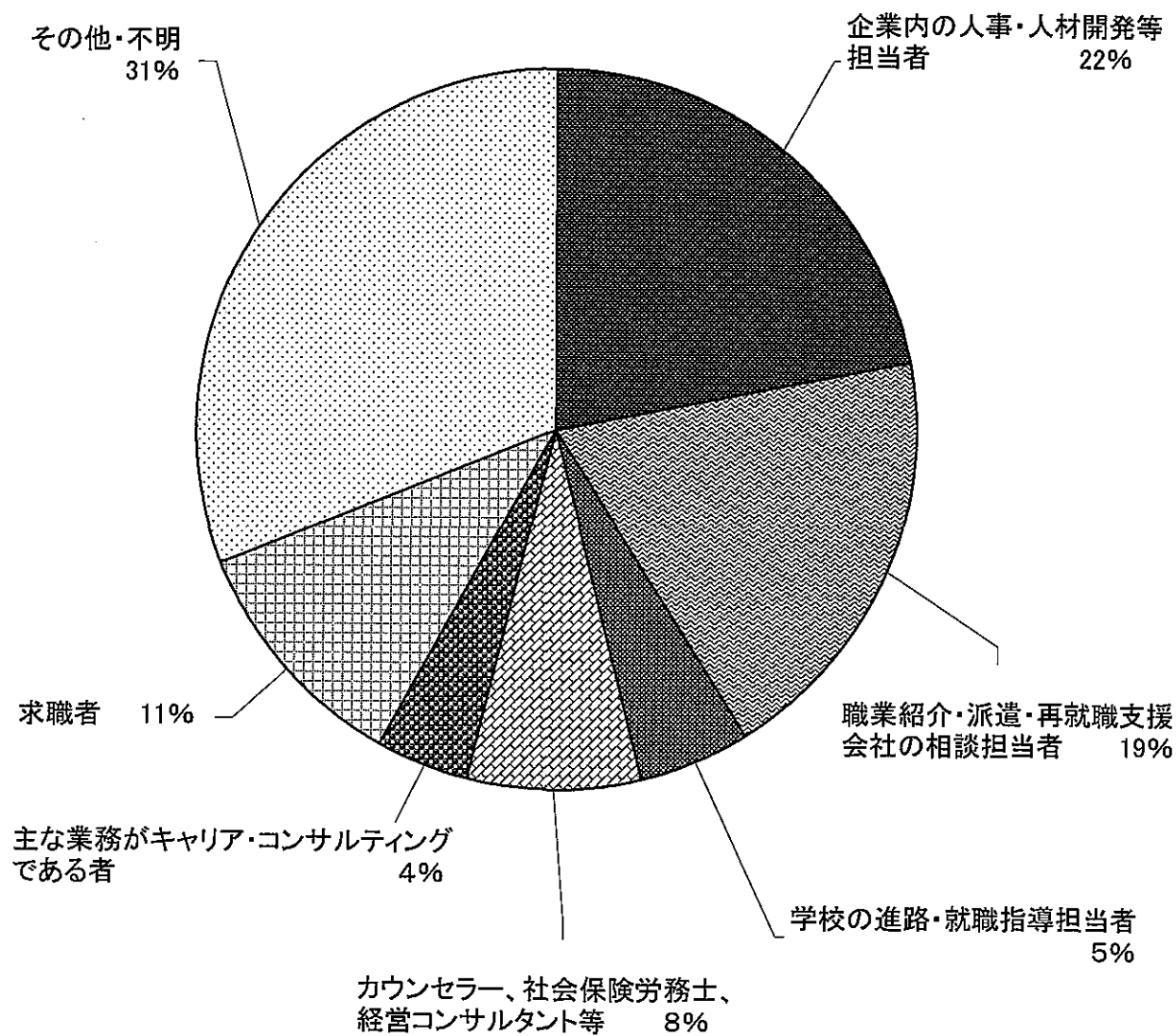
キャリア形成支援コーナー、ハローワーク等における相談状況

キャリア・コンサルタント	約900人
相談件数	約120万件(平成16年度)

○ 民間機関における活用

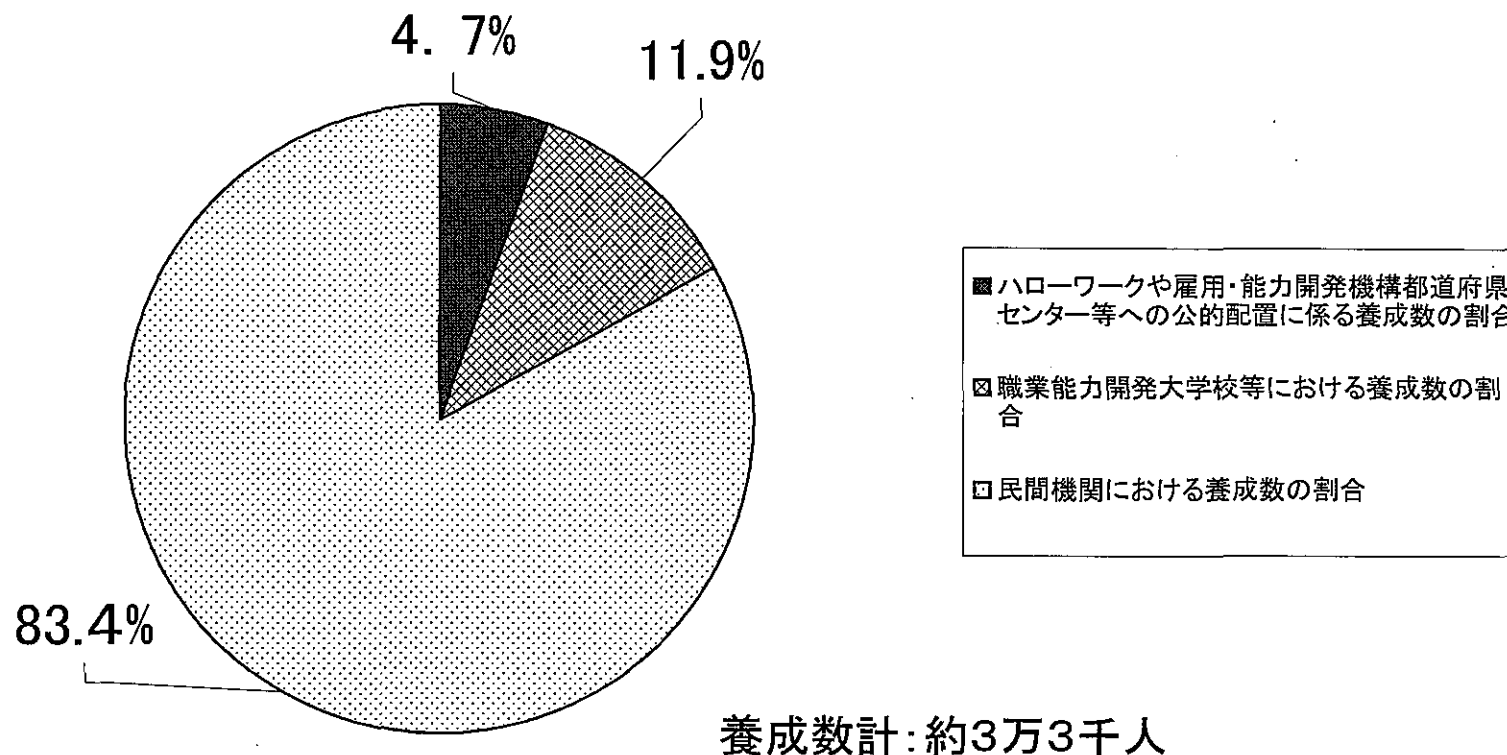
官民により養成されたキャリア・コンサルタントについて、ハローワーク等の公的機関における活用のほか、民間職業紹介機関や教育訓練機関、企業の人事部門、学校等における活用を促進。

民間におけるキャリア・コンサルティング能力評価試験受験者等の属性



(* 民間の試験機関及び養成機関に対するアンケートから推計。(～H17年10月末))

キャリア・コンサルタントの養成数について(平成17年年10月末まで)



注)
「民間機関における養成数の割合」は、アンケートにより把握した①キャリア形成促進助成金(職業能力評価推進給付金)指定試験の合格者数及び②キャリア・コンサルタント養成講座(教育訓練給付の指定講座であるものに限る。)の修了者数より算出。

職業能力開発に関する情報の収集、整理及び提供の体制について

職業能力開発に関する情報の収集、整理及び提供体制の整備の一環として、職業に関する基本的な情報、人材ニーズ動向、教育訓練コース、能力評価等に関する情報に容易にアクセスでき、入手できるポータルサイト「キャリア情報ナビ」(URL アドレス <http://hrd.mhlw.go.jp>) の運用を平成17年11月1日に開始した。

1 掲載情報

(1) 人材ニーズ情報

全国1万社の採用担当者が今後(約1年後)予定している採用者の姿を、職種別に募集賃金、勤務形態、採用予定者の年齢、希望する最終学歴、実務経験の必要性(必要な場合は必要年数)、希望する能力レベル、採用する理由、資格の必要性(必要な場合は資格名)、基本スキル等14項目に整理。

(2) ナビゲート情報

職業能力開発に資する情報を「自分を知る」「職業を知る」「相談する」「職業能力を高める」「仕事を探す」といった分類により整理するとともに、キーワード検索機能を付与。

(3) 各種関係機関情報

関係府省、都道府県職業能力開発主管課、独立行政法人 雇用・能力開発機構、独立行政法人 労働政策研究・研修機構、中央職業能力開発協会等各種公的機関が提供している情報を整理。

2 今後掲載を予定する情報

職業能力開発に資する各種調査結果報告や能力開発事例等を順次掲載予定。

平成16年度 公共職業訓練実施状況

	合計		雇用・能力開発機構		都道府県	
	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
離職者訓練	191,321	-	140,733	-	50,588	-
うち施設内	63,233	76.6%	46,353	78.5%	16,880	71.7%
うち委託	128,088	59.8%	94,380	60.8%	33,708	56.9%
在職者訓練	174,675	-	113,217	-	61,458	-
学卒者訓練	23,655	91.8%	7,599	97.9%	16,056	90.0%
合計	389,651	-	261,549	-	128,102	-

注1 離職者訓練の就職率(1ヶ月以下のコースは除く)については、訓練修了3ヶ月後の就職状況

注2 委託訓練には、委託訓練活用型デュアルが、学卒者訓練には、専門課程・普通課程活用型デュアルが含まれる。

注3 障害者訓練は除いている。

15

公共職業訓練実績・計画の推移

\	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
	実績	実績	実績	計画	計画
合計	409,276	368,314	389,651	478,329	403,455
・ 機構	271,540	238,512	261,549	287,221	256,370
・ 都道府県	137,736	129,802	128,102	191,108	147,085
○ 離職者訓練	182,194	182,763	191,321	228,329	196,460
・ 機構	130,072	135,558	140,733	156,441	144,330
・ 都道府県	52,122	47,205	50,588	71,888	52,130
(施設内訓練)	89,664	82,154	63,233	74,475	55,627
・ 機構	65,308	60,313	46,353	41,495	38,045
・ 都道府県	24,356	21,841	16,880	32,980	17,582
(委託訓練)	92,530	100,609	128,088	153,854	140,833
・ 機構	64,764	75,245	94,380	114,946	106,285
・ 都道府県	27,766	25,364	33,708	38,908	34,548
○ 在職者訓練	201,798	161,345	174,675	213,830	180,388
・ 機構	133,995	95,464	113,217	123,800	105,000
・ 都道府県	67,803	65,881	61,458	90,030	75,388
○ 学卒者訓練	25,284	24,206	23,655	36,170	26,607
・ 機構	7,473	7,490	7,599	6,980	7,040
・ 都道府県	17,811	16,716	16,056	29,190	19,567
○ IT短期訓練(委託)	238,136	222,436	—	—	—
・ 機構	220,140	207,257	—	—	—
・ 都道府県	17,996	15,179	—	—	—

※平成16年度より、委託訓練には、委託訓練活用型デュアルが、学卒者訓練には、専門課程・普通課程活用型デュアルが含まれる。

※障害者訓練は除いている。

キャリア形成促進助成金の概要

事業主が、その従業員について、職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施、キャリア・コンサルティング機会の確保を行った場合に支給する助成金。

支給機関は、独立行政法人雇用・能力開発機構。

1 助成金の種類

- (1) 訓練給付金
- (2) 職業能力開発休暇給付金
- (3) 長期教育訓練休暇制度導入奨励金
- (4) 職業能力評価推進給付金
- (5) キャリア・コンサルティング推進給付金
- (6) 地域人材高度化能力開発助成金
- (7) 中小企業雇用創出等能力開発助成金

2 助成内容

〔基本的要件〕

- 労働組合等の意見を聴いて、事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知しているものであること。
- 職業能力開発推進者を選任していること。

(1) 訓練給付金

年間職業能力開発計画(以下「計画」という。)に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせる場合の助成

- 職業訓練に要した経費の1/4(中小企業1/3)
- 職業訓練期間中に支払った賃金の1/4(中小企業1/3)

※ 150日分限度

デュアルシステム導入に係る拡充措置

平成16年10月以降、事業主が、対象若年未就職者を雇用して、デュアル訓練実施計画を策定するとともに、デュアル訓練を実施した場合、当該デュアル訓練については次のとおり。

- ① 訓練訓練に要した経費及び職業訓練期間中に支払った賃金の高率助成
大企業 1/4 → 1/3 (中小企業 1/3 → 1/2)
- ② デュアル訓練実施計画策定費の助成
1事業所当たり15万円(1事業所1回限り)

	14年度	15年度	16年度	17年度(予算)
件数(人)	192,119	353,918	377,689	280,857
金額(千円)	2,516,865	5,701,984	6,011,177	7,366,093

(2) 職業能力開発休暇給付金

計画に基づき、その従業員に教育訓練、職業能力評価又はキャリア・コンサルティングを受けさせるために休暇を与えた場合の助成

- 事業主が負担した入学科、受講料等の1/4(中小企業1/3)
- 休暇期間中に支払った賃金の1/4(中小企業1/3)

※ 150日分限度

	14年度	15年度	16年度	17年度(予算)
件数(人)	116	276	231	255
金額(千円)	1,978	15,074	22,144	16,594

(3) 長期教育訓練休暇制度導入奨励金

連続1ヶ月以上の長期教育訓練休暇制度または5年以下の期間に1回以上の休暇(連続2週間以上)を与える制度を導入し、計画に基づき、その従業員に当該休暇を付与した場合の助成

- 連続1ヶ月以上の休暇制度の導入に対して、30万円
- 5年以下の期間に1回以上の休暇(連続2週間以上)を与える制度を導入に対して、15万円
- 休暇取得者1人につき5万円(20人分を限度)

	14年度	15年度	16年度	17年度(予算)
件数(人)	12	15	18	18
金額(千円)	8,589	6,830	4,800	2,860

(4) 職業能力評価推進給付金

計画に基づき、その従業員に、一定の資格試験等を受けさせた場合の助成

- 受検料等の経費及び受検に要した期間中に支払った賃金の3/4(年間10万円を限度)

	14年度	15年度	16年度	17年度(予算)
件数(人)	2,122	5,212	6,768	5,212
金額(千円)	24,783	62,917	74,670	69,208

(5) キャリア・コンサルティング推進給付金

計画に基づき、その従業員に、次のいずれかの一定のキャリア・コンサルティングを受けさせた場合の助成（それぞれ各事業所一回限り）

- 外部機関への委託費等の1/2（上限額50万円）
- 一定の要件に該当するキャリア・コンサルタントを企業に配置してキャリア・コンサルティングを実施した場合 15万円

	14年度	15年度	16年度	17年度（予算）
件数（件）	13	14	10	373
金額（千円）	2,890	3,273	1,997	33,925

(6) 地域人材高度化能力開発助成金

次の①又は②のいずれかに該当する事業主であって、計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせ又は職業能力開発休暇を付与する場合の助成

- ① 地域雇用開発促進法に定める「同意能力開発就職促進地域」内に所在する事業所の事業主であって、当該地域内の求職者を雇い入れた事業主
 - ② 地域雇用開発促進法に定める「同意高度技能活用雇用安定地域」内に所在し、人材高度化支援計画の認定を受けた事業主団体を構成する事業主
- 職業訓練に要した費用及び職業能力開発休暇中の教育訓練について事業主が負担した費用の1/3（中小企業1/2）
 - 職業訓練期間中及び職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の1/3（中小企業1/2）

※ 150日分限度

	14年度	15年度	16年度	17年度（予算）
件数（人）	29,852	4,007	5,311	6,664
金額（千円）	702,818	112,282	95,511	140,841

(7) 中小企業雇用創出等能力開発助成金

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく改善計画※の認定を受けた認定組合の構成中小企業者又は認定中小企業者であって、計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせ又は職業能力開発休暇を付与する場合の助成

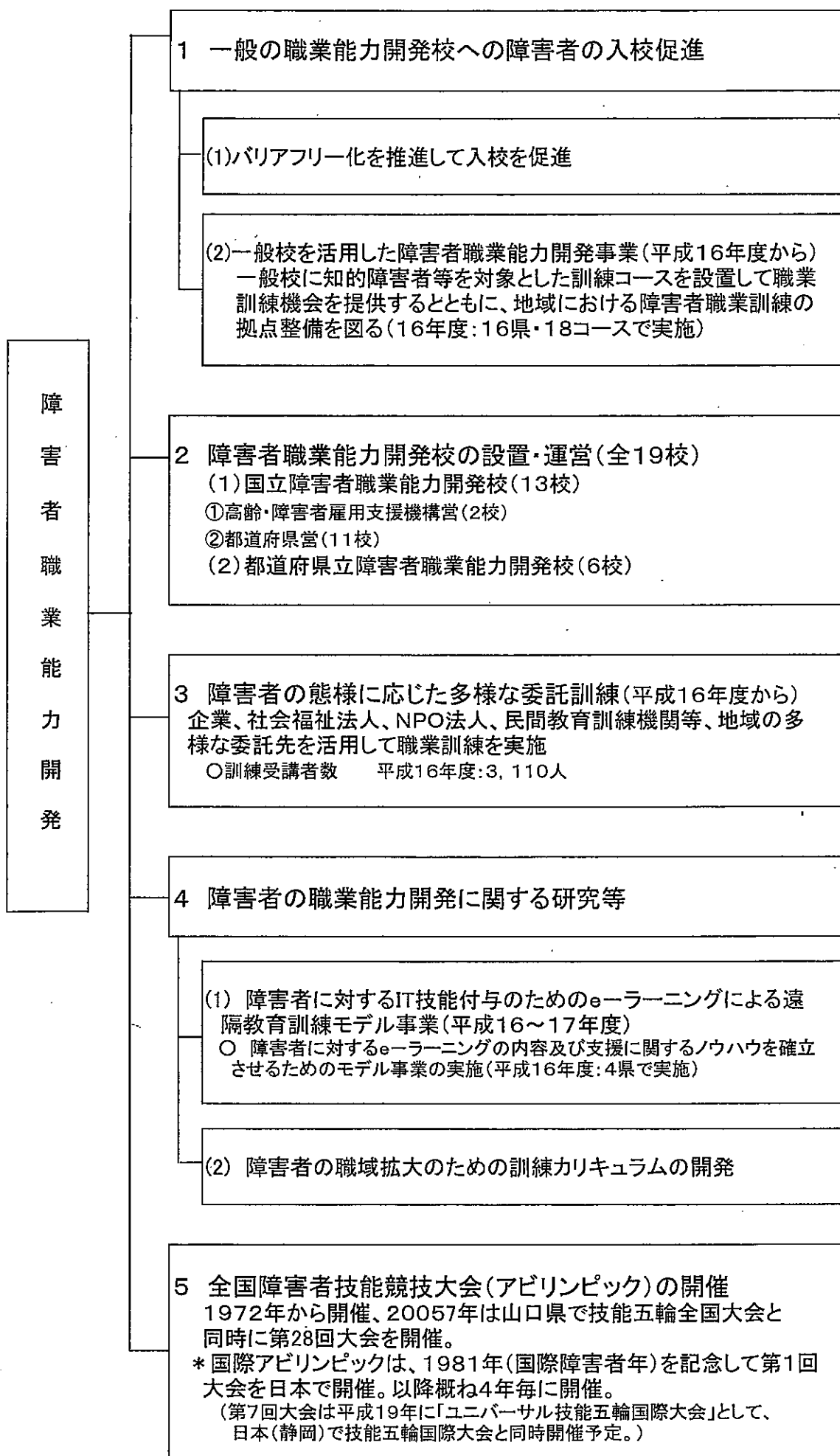
※ 職業に必要な高度な技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るため必要となる職業訓練に関する事項又は新分野進出等に伴い必要となる職業訓練に関する事項を含む計画であって都道府県知事の認定を受けるもの

- 職業訓練に要した費用及び職業能力開発休暇中の教育訓練について事業主が負担した費用の1/2
- 職業訓練期間中及び職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の1/2

※ 150日分限度

	14年度	15年度	16年度	17年度(予算)
件数(人)	16,203	7,754	5,596	3,847
金額(千円)	553,307	236,720	229,776	109,600

障害者職業能力開発の概要



母子家庭の母等の職業的自立促進事業の概要

1 趣旨

「自立支援プログラム」に基づき職業訓練が必要と判断された児童扶養手当受給者及び生活保護受給者に対して、同プログラムにおける就労支援施策のメニューの一つとして、職業的自立を促進させるため「準備講習付き職業訓練」を平成17年度より実施。

(準備講習付き職業訓練)

- ① 就職のための準備段階として、ビジネスマナー講習などを行う「準備講習」(5日程度)
- ② 実際の職業に必要な技能・知識を習得させることを目的とした「職業訓練(委託訓練)」をセットにした訓練。

2 訓練職種・内容

対象者の態様及び地域のニーズを勘案し、委託訓練を受講して職業的自立の促進が図られると認められる内容で、個々の対象者の状況及び企業が求める技能レベル等に応じたものとするため、適切な委託先機関、訓練形態及び訓練期間等で実施。

3 実施方法

都道府県を実施主体とし、職業訓練は民間教育訓練機関等を活用して、個々の母子家庭の母等の態様に応じた訓練又は地域のニーズに応じた訓練とすることにより、効率的に実施。